

福祉課から各種支援事業のお知らせ

シルバーカー購入費補助金

生きがいづくりおよび健康の向上を図ることを目的に、高齢者の安定した歩行を補助するシルバーカーの購入費用に対して補助金を交付します。

▼対象者（すべてに該当するもの）

- ・町内に住所を有していること
- ・購入日に満65歳以上であること
- ・歩行の際に補助を必要とすること

▼対象となるシルバーカー

（すべてに該当するもの）

- ・車輪が4輪以上かつ荷物入れを有しているもの
- ・歩行を助ける機能があるもの
- ・休息するための座面があるもの

▼補助金の額 一律5000円

※購入金額が5000円に満たない場合は、購入金額となります。

※補助金の交付は、対象者1人につき1回限りです。

▼提出書類

- (1) 申請書（シルバーカーを購入した日の翌日から起算して60日以内に申請してください。）
 - (2) 販売店の名称および住所、購入者氏名、購入日ならびに購入金額が記載された領収書
 - (3) 購入したシルバーカーの仕様が確認できる書類
 - (4) 口座番号がわかるもの
- ※申請書は、福祉課の窓口にあります。
また、町公式ホームページからもダウンロードできます。

愛の定期便事業

安否確認、健康の保持および孤独感の解消を目的として、ひとり暮らし高齢者の自宅を訪問し、乳製品の配布を行っています。

▼対象者

- ・町内に住所を有する65歳以上の病弱なひとり暮らし高齢者

▼内容

隔週でヤクルト7本をヤクルトレディが本人へ直接手渡します。
（火曜日・土曜日の希望する曜日に配布します。日曜日、祝日、年末年始は配布しません）

▼提出書類

役場福祉課窓口にある申請書に、必要事項を記入の上、申し込みください。

▼注意事項

- ・不在にする場合や転居する場合、施設への入所や入院などの場合は、役場福祉課へ連絡してください。
- ・緊急通報システムとの併用はできません。

▼申し込み・問い合わせ

福祉課 高齢介護係
☎ 68・2211（内線124）



国民年金保険料免除・納付猶予の申請について

保険料を納め忘れの状態、死亡、障害を負うような不慮の事故が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予される「保険料免除制度」や「納付猶予制度」がありますので、保険年金課窓口にて手続きをしてください。

令和7年度の国民年金保険料免除・納付猶予申請の受け付けは、7月1日(火)から開始され、令和7年7月から令和8年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また、申請日の2年1カ月前までは、過去の期間に遡って申請できます。

失業などにより保険料を納付することが困難になり、申請を忘れていたために未納期間がある方などは、保険年金課窓口へご相談ください。

※保険料を未納のままにすると、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方（被保険者本人、配偶者および世帯主）の財産が差し押さえになる場合があります。

▼申請方法

マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード、通知カード）、窓口に来庁される方の本人確認書類（運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、身体障害者手帳、在留カードなど）、基礎年金番号

がわかる書類（年金手帳、基礎年金番号通知書など）をご持参の上、窓口までお越しください。

※失業などを理由とする場合は、雇用保険被保険者離職票などをご持参ください。

制度や申請方法の詳細については、保険年金課窓口または日本年金機構ホームページでご確認ください。

▼問い合わせ

・土浦年金事務所 国民年金課（土浦市小松1・3・33ハトリビル1 2階）
☎ 029・825・1170
自動音声に従って【2】のあとに【2】を押してください。
・保険年金課 医療年金係
☎ 68・2211（内線177）



介護保険負担限度額認定証の更新を忘れずに!!

現在ご利用の介護保険負担限度額認定証の有効期限は7月31日までとなっていますので、8月以降もご利用の場合は申請が必要です。

更新対象の方については、6月中旬に申請に必要な書類を送りします。忘れずに提出をお願いします。

▼介護保険負担限度額認定とは

所得の低い方に対して、介護保険施設（介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、介護医療院）への入所およびショートステイ利用時の食費・居住費の負担を軽減する制度です。

▼申請に必要なもの

- ・申請書
- ・同意書
- ・本人および配偶者の通帳・有価証券などの写し

※令和7年1月1日現在に本人または配偶者が町の住民基本台帳に登録されていない場合は、非課税証明書が必要です。

※通帳は申請前に記帳し、銀行名、支店名、口座番号、口座名義人が確認できるページと最終残高が確認できるページを提出してください。

▶対象者

- 次の（1）、（2）のいずれにも該当する方
- （1）本人、配偶者等の世帯全員が町民税非課税
- （2）預貯金等の資産が次の金額以下であること

利用者負担段階	対象者	預貯金等資産要件
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方	単身 1,000 万円以下 夫婦 2,000 万円以下
第2段階	世帯全員※が町民税非課税で、前年の公的年金等収入額+その他の合計所得金額が年間で 80.9 万円以下の方	単身 650 万円以下 夫婦 1,650 万円以下
第3段階	世帯全員※が町民税非課税で、前年の公的年金等収入額+その他の合計所得金額が年間で 80.9 万円超 120 万円以下の方	単身 550 万円以下 夫婦 1,550 万円以下
第4段階	世帯全員※が町民税非課税で、前年の公的年金等収入額+その他の合計所得金額が年間で 120 万円超の方	単身 500 万円以下 夫婦 1,500 万円以下

※世帯分離している配偶者も含みます。

▶介護保険負担限度額認定証の発送時期

7月14日（月）までに申請いただいた場合は、7月17日（木）に発送を予定しています。課税や預貯金などの審査に時間がかかる場合がありますので、早めに申請をお願いします。

▶問い合わせ

福祉課 高齢介護係 ☎ 68-2211（内線132）

重度心身障害者・ひとり親家庭の医療福祉費受給者証をお持ちの方へ

重度心身障がい者・父子家庭の父子・母子家庭の母子として、医療福祉費支給制度（マル福制度）の対象となっている方の資格は、毎年6月末日で更新となります。

7月からの資格は、前年の所得や世帯状況を確認後、該当・非該当にかかわらず、判定の結果を6月下旬に通知いたします。

▼更新の対象者

- 1 重度心身障がい者
- ① 身体障害者手帳1級、2級、内部障害3級の方
- ② 療育手帳AまたはAの方
- ③ 障害年金1級の方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級の方など

※65歳以上の方は「後期高齢者医療保険被保険者」に限り、対象となります。

▼更新の判定結果が「該当」の方

7月1日(火)からお使いいただく受給者証を、6月下旬にお送りします。

▼更新の判定結果が「非該当」の方

令和8年6月30日(日)まで助成の対象となりません。非該当となる旨の通知をお送りします。

▼更新の判定結果が「該当」の方

2 ひとり親家庭の母子・父子

子が18歳になる学年末まで

※重度障害の場合、および高校在学の場合は20歳まで

▼更新の判定結果が「該当」の方

7月1日(火)からお使いいただく受給者証を、6月下旬にお送りします。

▼更新の判定結果が「非該当」の方

令和8年6月30日(日)まで助成の対象となりません。非該当となる旨の通知をお送りします。



※なお、次年度の更新については自動的に判定を行います。

▼窓口で更新手続きが必要な場合

下記のお手続きが必要となる方には、6月中旬に案内を送付しますので、記載内容をご確認のうえ、役場保険年金課までお越しください。

① 令和7年1月1日時点で、所得判定に必要な方の住民登録が利根町にな

い方。（転入された方など）

② 所得判定に必要な方の、令和6年中

の確定申告または町・県民税申告が

お済みでない方。

▼問い合わせ

保険年金課 医療年金係
☎ 68・2211（内線176）